

平成18年第1回海津市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成18年10月4日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第89号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第4 議案第90号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
追加日程第1 議長の辞職を許可することについて
追加日程第2 議長の選挙について
追加日程第3 副議長の辞職を許可することについて
追加日程第4 副議長の選挙について
追加日程第5 常任委員の選任について
追加日程第6 議会運営委員の選任について
追加日程第7 南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙について

出席議員(20名)

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼			
総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君
副収入役	谷芳和君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	伊藤秋弘君	水道環境部長	高木謙次君
市民福祉部長	大倉富夫君	消防長	田中俊澄君
教育次長	菱田秀明君	総務部財政課長	福田政春君
監査委員		選挙管理委員会	
事務局長	高木栄君	事務局長	菱田義博君
農業委員会			
事務局長	加藤賢治君		

本会議に職務のため出席した者

		議会事務局次長	
議会事務局長	森賢一	兼議事係長	馬場司郎
議会事務局課長			
補佐兼庶務係長	近藤和子		

開会宣告

議長（水谷武博君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成18年海津市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

会議録署名議員の指名

議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、10番 飯田洋君、11番 服部寿君を指名いたします。

会期の決定について

議長（水谷武博君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本会の会期は、本日の1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、本会の会期は、本日の1日とすることに決定いたしました。

なお、本臨時会の本議場の執行部席に関係課長等の着席を許可いたします。

議案第89号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第90号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について

議長（水谷武博君） 日程第3、議案第89号及び日程第4、議案第90号の補正予算1件、条例関係1件について、市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成18年第1回海津市議会臨時会が開催されるに当たり提出いたしました議案について御説明いたします。

議案第89号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億9,139万9,000円を追加し、補正後の予算額を33億2,659万9,000円とするものであります。

歳出では、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円以上の医療費について市町村国保間の拠出により保険財政共同安定化事業が創設され、本年10月から実施されるもので、その事業費として1億9,139万9,000円計上するとともに、歳入では相当額を共同事業交付金に計上いたしました。

議案第90号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例については、平成19年4月より海津市民プールの管理を指定管理者制度へ移行するため改正するものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（水谷武博君） それでは、議案第89号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田勝議員。

9番（山田 勝君） ちょっと今の市長の説明で私が判断間違いかどうか、そのところを確認したいと思いますが、これ高額医療とかの、いわゆる30万円以上とかと言われたような気がするんですが、そういう判断でよろしいかということと、それについてやりくりが大変なことから、こういうものを安定化のために積むのかということについて教えていただけないかと思います。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの山田議員の質問に対してお答えしたいと思います。

高額医療というお話でございましたが、共同事業でございますが、既に高額医療は実施しておるわけございまして、これは過去からずっと1件当たりの金額が決まっております。今年の4月からは80万円以上ということで既に実施しております。今回、これを新たに決めましたのは、1レセプト当たり30万円以上、80万円より低くなるわけですが、それについても共同で処理していこうということで、市町村間がお互いに拠出して、そしてそれ以上になった各市町村の状態を見て交付金でバックしてくるという内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田勝議員。

9番（山田 勝君） ありがとうございます。

高額医療費の積み立てということは、既にやっておるということは私も承知しておりますけれど、それが30万以上ということは、ますます医療費がかさむという判断をさせてもらっ

て、共同で取り持ち合おうという予定だなというふうに判断させてもらってよろしいわけですね。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） そのとおりでございます。当然30万円以上でございますので、県下でどのくらいの金額になるかということは想定しまして、その中で実施しております。

なお、この積算根拠につきましては、前々年度とその前の2カ年、3カ年を基礎として計算をはじめておりまして、若干それにつきましては拠出金が多目にとろうかと思っておりますが、当然不確定なところがたくさんございますので、一応県の方の指示に基づいて計算させていただいております。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） こうやってそれぞれの自治体の負担をできるだけ公平にというふうなことだと思うんですけども、こうやってやることによって何か規制がかかってくるのか、こういう国保事業でそれぞれのところで独自に何かをやりたいんだけども、できなくなるということはないでしょうか。それだけをお聞かせ願いたいと思います。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 現在、そのようなことは一切ございません。ただ、これだけの事業ということで御理解願いたいと思います。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。議案第89号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第90号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許

可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 実はこの市民プールのことがありますので、ちょっと関連して、条例に反対するわけではなく賛成の意味から、要望を兼ねた質問をさせていただきたいと思えます。

指定管理者制度によって管理者がかわってまいりますと、当然職員については身分が保障されておるといことで、市の方へなり、適正な配置がされるということでもありますけれども、問題はそこで働く、ちょっと関係ありませんけれども、市民プールにしても、あるいは海津苑なんかでもそうでありますけど、職員でない、パートの職員だとか、そういった方がかなり人数としてお見えになるわけです。そうなりますと、当然、指定管理者の意向で、その人たちの職場も場合によったら奪われてしまうということもあるものですから、そのあたりは指定管理者の職務権限の範囲だと思いますけれども、やはりこの地域は雇用の場が少ないという面から、できるだけそういった非常勤とか、非常に立場的に弱い身分の方々の職場の確保も、ぜひひとつお願いをいたしたいなという要望を込めたお願いでございますけれども、市長さんの見解だけお伺いをいたしたいと思えます。

議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 永田議員さんの御指摘も、もっともだというふうに思っております。しかしながら、今、行政をスリム化していくということが、持続する海津市を求めていくということでございますので、その両方の間でこれからいろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

これは指定管理者制度へ移行したいと思っておりますけれども、これがスムーズにできるかどうかどうかということがまず第1点、これからの問題であります。そして、そこでまた雇用の場ができてくるだろうというふうに思っております。そこへそういった方々を継続して働いてもらえないかということは、一つ方法があるだろうと思えますが、今御指摘がありましたことをこれから検討してまいりたいと考えております。

議長（水谷武博君） そのほかでございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第90号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで皆様にお願いがございます。申し合わせにより議長の職をやめさせていただきたく、会議規則第137条第1項の規定によりまして副議長に辞職願を提出いたしておりますので、どうか御承認をいただきますようお願い申し上げます。地方自治法第117条の規定によりまして議場を退席させていただきます。

〔議長 水谷武博君 退場〕

副議長（星野勇生君） それでは、議長を交代いたします。

ただいま、議長 水谷武博君から議長を辞職したいとの申し出がありました。

お諮りします。この際、議長の辞職を許可することについてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。

日程配付をお願いします。

〔日程配付〕

副議長（星野勇生君） よって、議長の辞職を許可することについてを日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

議長の辞職を許可することについて

副議長（星野勇生君） 追加日程第1、議長の辞職を許可することについてを議題といたします。

お諮りします。水谷武博君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、水谷武博君の議長の辞職を許可することと決定いたしました。

〔16番 水谷武博君 入場〕

副議長（星野勇生君） それでは、登壇して水谷武博君から議長退任のごあいさつをお願い申し上げます。

〔16番 水谷武博君 登壇〕

16番（水谷武博君） ただいまは議長辞職のお願いをいたしましたところ、議会で許可をいただきましたことを心から御礼を申し上げたいと思います。

振り返ってみますと、合併から2期、1年半にわたりまして議長を務めさせていただきました。この間、星野副議長、議運の皆様、そして議員の皆様に御指導、御鞭撻をいただきまして、合併後の大変重要な時期でございましたが、大過なく過ごさせていただきましたこと、本日、ここにお集まりの執行部の松永市長、そして職員の皆様にも大変お世話になりましたこと、あわせて感謝、御礼申し上げ、今後は海津市の一議員として、新議長のもとに海津市の議会の活性化、あるいは海津市の発展のために尽力させていただきたいと思っております。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、大変お世話になりました御礼と今後のお願いを申し上げます。本当にこの間、お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

副議長（星野勇生君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行います。

議長の選挙について

副議長（星野勇生君） 追加日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

選挙の方法について諮らせていただきます。

議長の選挙の方法につきましては、投票と指名推選の二通りがありますが、いずれの方法で行ったらよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

副議長（星野勇生君） 赤尾君。

20番（赤尾俊春君） 投票でお願いします。

副議長（星野勇生君） ただいま赤尾議員より議長の選挙は投票で行われたいと発言がありましたので、議長の選挙は投票で行うことにいたします。

選挙による法定得票数は、法律によりまして有効投票の4分の1以上となっております。法定得票数以上の最高得票者をもって当選人といたします。また、最高得票者数が同数である場合はくじで決めることになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

副議長（星野勇生君） ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、開票立会人に12番 伊藤善朗君、13番 浅井まゆみ君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（星野勇生君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

副議長（星野勇生君） 配付漏れなしと認めます。

次いで、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

副議長（星野勇生君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が1番議員から順次読み上げますので投票願います。最後に私が投票いたします。

議会事務局長（森 賢一君） 1番 山田武議員、2番 堀田みつ子議員、3番 西脇幸雄議員、4番 川瀬厚美議員、5番 森昇議員、6番 永田武秀議員、7番 福井恭平議員、8番 近藤輝明議員、9番 山田勝議員、10番 飯田洋議員、11番 服部寿議員、12番 伊藤善朗議員、13番 浅井まゆみ議員、14番 伊藤仁夫議員、15番 松岡光義議員、16番 水谷武博議員、18番 藤田敏彦議員、19番 渡辺光明議員、20番 赤尾俊春議員。

〔投票〕

〔副議長投票〕

副議長（星野勇生君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

副議長（星野勇生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終結します。

開票を行います。

伊藤善朗君及び浅井まゆみ君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

副議長（星野勇生君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票。有効投票20票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、西脇幸雄君16票、山田勝君2票、堀田みつ子君2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、西脇幸雄君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（星野勇生君） ただいま議長に当選された西脇幸雄君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

西脇幸雄議員、議長就任を御承諾いただけますでしょうか。

新議長（西脇幸雄君） はい、謹んでお受けいたします。

副議長（星野勇生君） それでは、西脇議長、議長席にお着き願いたいと思います。

これで副議長としての職務は全部終了いたしました。御協力、大変ありがとうございました。

〔副議長 議長席を退席・新議長 議長席に着席〕

〔新議長 西脇幸雄君 登壇〕

新議長（西脇幸雄君） 一言お礼と就任のごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは、不肖私が議員各位の推薦を受け、議長の要職につかせていただくこととなり、身に余る光栄に存じて責任の重大さを痛感しているところであります。

御推薦を受けた以上は、議員の方々の意思疎通を図りながら、議会活動の活性化と円滑な議会運営ができるよう全力を傾注したいという思いでございます。議員と行政は両輪と言われますが、両者の関係は対立の原理を基本とし、議会が主体性を持ち、議員提案や、また議会提案をできるように、執行部と議会がお互いにつながりを深めていくのも議会活動の一環ではなかろうかというふうに思っております。

昨今、大変厳しい財政状況等々を踏まえながら、海津市の発展、行政と議会と市民が一体になって行政改革、また意識改革に向けて邁進しなければならないと思っております。どうか議員各位、また執行部におかれましても、今後とも一層御努力をいただきますよう、また議員活動で皆さん方にも御協力をいただきますよう心からお願いをいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 大変恐縮ですが、今回、副議長の職を辞したいと思っております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西脇幸雄君） 地方自治法第117条の規定により、星野勇生君の退場を求めます。

〔副議長 星野勇生君 退場〕

議長（西脇幸雄君） ただいま、副議長 星野勇生君から副議長を辞職したいと申し出がありました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職を許可することについてを日程に追加し、議題

とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 御異議なしと認めます。

日程配付をお願いします。

〔日程配付〕

議長（西脇幸雄君） よって、副議長の辞職を許可することについてを日程に追加し、追加日程第3として議題といたします。

副議長の辞職を許可することについて

議長（西脇幸雄君） 追加日程第3、副議長の辞職を許可することについてを議題といたします。

お諮りします。星野勇生君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、星野勇生君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

星野君の入場をお願いします。

〔17番 星野勇生君 入場〕

議長（西脇幸雄君） 星野勇生君、登壇して副議長の退任のあいさつをお願いいたします。

〔17番 星野勇生君 登壇〕

副議長（星野勇生君） 一言お礼を申し上げます。

前に辞職をされました水谷武博議長とともに、昨年10月7日から約1年間、議員の皆様の御支援や御指導、また執行部の御支援をいただきながら、大過なく過ごさせていただいたんじゃないかと思えます。

やり残したことというのは心にありませんが、まだ議員の任期中、皆さんとともに海津市の発展に寄与したい、そんな思いでいっぱいでございますので、今後とも議員各位、また市長初め執行部各位の御指導と御協力を賜らんことを切に希望いたしまして、言葉短であります。退任に当たってのごあいさつとさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。（拍手）

議長（西脇幸雄君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し

、追加日程第4として選挙を行います。

副議長の選挙について

議長（西脇幸雄君） 追加日程第4、副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法についてお諮りします。

副議長の選挙の方法については投票と指名推選の二通りがありますが、いずれの方法で行ったらよろしいか、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 20番。

20番（赤尾俊春君） 投票でお願いします。

議長（西脇幸雄君） ただいま20番 赤尾議員から副議長の選挙を投票で行ってほしいという発言がありましたので、副議長の選挙を投票で行うことにいたします。

選挙による法定得票数は、法律（公選法第95条第1項第3号）によりまして有効投票の4分の1以上となっております。法定得票数以上の最高得票者をもって当選人といたします。また、最高得票者数が同数である場合はくじで決めることになっておりますので、あらかじめ承知をお願いいたします。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

議長（西脇幸雄君） ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、開票立会人に14番 伊藤仁夫君及び15番 松岡光義君を指名いたします。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

議長（西脇幸雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（西脇幸雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が1番議員から順次読み上げますので、投票をお願いいたします。最後に私

が投票いたします。

議会事務局長（森 賢一君） 1番 山田武議員、2番 堀田みつ子議員、4番 川瀬厚美議員、5番 森昇議員、6番 永田武秀議員、7番 福井恭平議員、8番 近藤輝明議員、9番 山田勝議員、10番 飯田洋議員、11番 服部寿議員、12番 伊藤善朗議員、13番 浅井まゆみ議員、14番 伊藤仁夫議員、15番 松岡光義議員、16番 水谷武博議員、17番 星野勇生議員、18番 藤田敏彦議員、19番 渡辺光明議員、20番 赤尾俊春議員。

〔投票〕

〔議長投票〕

議長（西脇幸雄君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

伊藤仁夫君及び松岡光義君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（西脇幸雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票。有効投票18票、無効投票2票。

有効投票のうち、松岡光義君17票、永田武秀君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、松岡光義君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（西脇幸雄君） ただいま副議長に当選されました松岡光義君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

松岡光義君、副議長の就任を承諾していただけますか。

新副議長（松岡光義君） 謹んでお受けさせていただきます。

議長（西脇幸雄君） 副議長 松岡光義君、登壇して副議長に就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 松岡光義君 登壇〕

新副議長（松岡光義君） 御推薦をいただきまして、まことにありがとうございます。

これからは、新議長 西脇幸雄議長の補佐として全身で全力で頑張る覚悟でございます。どうか議員各位におかれましても、御協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げまして、副議長の就任のあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 常任委員の選任について、議会運営委員の選任について、南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙について、以上3件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、日程の配付をお願いします。

〔日程配付〕

議長（西脇幸雄君） よって、追加日程第5、常任委員の選任について、追加日程第6、議会運営委員の選任について、追加日程第7、南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙について、以上3件について一括議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。議員の皆さん方は10時10分に委員会室へお願いいたします。

（午前 9時57分）

議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前11時45分）

議長（西脇幸雄君） 常任委員の選任についてから南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙についてまで追加日程第5、常任委員の選任について、追加日程第6、議会運営委員の選任について、追加日程第7、南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙について、以上3件につきまして議題といたします。

常任委員、議会運営委員については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。また、南濃衛生施設利用事務組合議員については、会議規則第32条第1項の規定により、それぞれ委員及び組合議員の発表を議会事務局長からさせます。

議会事務局長（森 賢一君） それでは、常任委員さんを発表させていただきます。

総務常任委員、伊藤善朗議員、川瀬厚美議員、西脇幸雄議員、永田武秀議員、浅井まゆみ議員、伊藤仁夫議員、松岡光義議員、以上7名でございます。

文教福祉常任委員、渡辺光明議員、藤田敏彦議員、山田武議員、山田勝議員、飯田洋議員、星野勇生議員、赤尾俊春議員、以上7名でございます。

産業建設常任委員、福井恭平議員、服部寿議員、堀田みつ子議員、森昇議員、近藤輝明議員、水谷武博議員、以上6名でございます。

議会運営委員、服部寿議員、川瀬厚美議員、福井恭平議員、伊藤善朗議員、藤田敏彦議員、渡辺光明議員、松岡光義議員、以上7名でございます。

南濃衛生施設利用事務組合議員、永田武秀議員、近藤輝明議員、星野勇生議員、以上3名でございます。

議長（西脇幸雄君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの委員に選任すること及び組合議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの委員に選任することに、及び組合議員の当選人に決定いたします。なお、組合議員につきましては、会議規則第32条第2項により告知します。

閉会の宣告

議長（西脇幸雄君） 以上をもちまして、本臨時会の会議に付議された事件はすべて議了しましたので、本日で閉会することに決定いたしました。

慎重審議いただきまして、どうもありがとうございました。

（午前11時48分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年10月4日

議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員